

平成18年 3 月 1 日

会 議 録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成18年 3 月 1 日
 開会 14時10分 閉会 15時28分
- 2 場 所 幕別町役場 5 階会議室
- 3 出席委員
 委員長 坂本 偉 副委員長 中野敏勝
 委 員 豊島善江 堀川貴庸 増田武夫 佐々木芳男 永井繁樹
 大野和政
- 4 説明員
 町長 岡田和夫 助役 西尾 治 総務部長 菅 好弘 総務課長 川瀬俊彦
 総務係長 石野郁也 管財係長 合田利信 総務係 西田建司
- 5 傍聴者
 中橋友子 野原恵子 柴田真（勝毎）
- 6 事務局
 局 長 堂前芳昭 課 長 横山義嗣 係 長 国安弘昭
- 7 審査事件
 議案第23号 幕別町国民保護対策本部及び幕別町緊急対処事態対策本部条例
 議案第24号 幕別町国民保護協議会条例
 議案第25号 幕別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 8 審査結果
 別紙のとおり
- 9 審査内容
 別紙のとおり

委員長 坂本 偉

◇審査内容

(14:10 開会)

○委員長（坂本偉） ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

議題に入る前に、杉坂委員の方から欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。

それでは本日の議題につきましては、お手元に配布いたしました議案書のとおりでございます。本委員会に付託されました1番目の審査について始めたいと思います。

（１）番目、議案第23号、幕別町国民保護対策本部及び幕別町緊急対処事態対策本部条例について、議題といたします。

それでは理事者の方の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） それでは議案第23号、幕別町国民保護対策本部及び幕別町緊急対処事態対策本部条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の制定にあたりましての基本的な考え方は、先ほどの本会議の提案理由の中でご説明させていただきましたとおりですが、国民保護法と国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部との関連を含めましてご説明をさせていただきたいと思います。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。国民保護法は平成16年9月に施行されたところでございます。すでにご承知のこととは存じますが、この法律は日本に対する武力攻撃や大規模テロから国民の生命、身体、財産を保護し、国民に及ぼす影響を最小にするため、国、都道府県、市町村等の責務や避難、救助など、国民保護についての措置などを定め、国全体として万全の体制を整備するものであります。

なお、この法律に関する事務は、本来国が果たすべき事務でございますけれども、当然国だけでは対処することができないものでありまして、国と都道府県そして市町村が連携し事務処理を行うよう、法定受託事務となっているものでございます。

対策本部の設置及び諸々事務につきましては、法律第27条の規定によりまして、また法第25条の規定による、武力攻撃事態及び武力攻撃予想事態において、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定を受けた場合に設置することとされております。

具体的には、わが国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、または発生する明白な危機が切迫していると認められるに至った事態、及び武力攻撃には至っていないが事態が緊迫し武力攻撃が予想されるに至った事態が対象となるものであります。

また、法第28条の規定により、対策本部は町長を本部長とし、本部員には助役、教育長、消防長または消防職員及び町職員のうちから町長が任命するものをもって充てるとなっておりまして、道または道内市町村並びに指定地方公共機関等が実施する国民保護措置の総合的な推進に関する事務を掌ることとされております。

なお、法第183条の規定により、武力攻撃に順ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した緊急対処事態においては、国民保護対策本部にかかる規定を準用して緊急対処事態対策本部を設置することとされております。

具体的には武力攻撃の手段に順ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生したテロなどの事態、または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認めるに至った事

態、国として緊急に対処することが必要な事態が対象となります。

本町といたしましては、法定受託事務でありますことから、国民保護法及び北海道が今年度策定いたしました北海道国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等に対する態勢の実効を期すため、平成18年度中に幕別町国民保護対策本部及び幕別町緊急対処事態対策本部を設置する考えであります。

本条例は、法第31条の規定に基づきまして、これらの本部に関して必要な事項を定めるものであり、本部長等の職務、本部の会議の運営、現地対策本部の設置などについて定め、その他必要な事項は本部長が定めるものとするものであります。

以下、条項に沿ってご説明させていただきます。

第1条につきましては、条例制定の趣旨を規定したものであります。

第2条につきましては、国民保護対策本部の組織について規定したものであり、本部長、副本部長、及び本部員の職務を明文化し、これからのもの他町職員のうちから必要な職員を置くことができるものとするものであります。

第3条につきましては、国民保護対策本部の会議について規定したものであり、本部の情報交換等を行うため、必要に応じ会議を招集するものとするものであります。また、法の規定により、町の職員以外のものを会議に出席させた時はその出席者の意見を求めることができるものとするものであります。

第4条につきましては、国民保護対策本部の部を規定したものであり、必要に応じ部を設置することができるものとするものであります。また、部に属する者及び部長の職務等について定めております。

第5条につきましては、現地対策本部を規定したものであり、国民保護対策本部の副本部長及び本部員等の者からなる現地対策本部長及び部員を置くこととするものであります。

また、現地対策本部の職務を定めるとともに、第4条の部の規定は現地対策本部についても準用するものとするものであります。

第6条につきましては、本部長に対する委任規定であります。

第7条につきましては、準用について規定したものであり、緊急対処事態対策本部について準用するものであります。

なお、本条例の施行月日は、平成18年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） それでは、説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 豊島委員。

○委員（豊島善江） はじめに2点だけ質問させていただきたいと思います。

この条例の中に、現地対策本部というのが書かれています。第5条なんですけども。この現地対策本部というのは具体的にはどういうことを言うのか教えていただきたいと思います。

それから、幕別町で防災会議条例というのがありましてね、確か平成11年につくられて沢山の消防関係の方ですとか自衛隊も含めて、そういうものが出来ていますね。これとの関わりはどんなふうになるのか、それをまず聞かせていただきたいと思います。

防災とこの国民保護ということは指揮系統からしても違ってきますので、それとの関係はあるのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。まずは2点だけ。あとでまた聞きます。

○委員長（坂本偉） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 現地対策本部につきましては、具体的に申しますと本部から離れた所、例が正しいかどうかわかりませんが、例えば忠類地区でそのようなものが起きたとする場合には、本部の中から確認できない事項とかそういったものが出てまいります。そういった時に現地対策本部を設けるというようなものでございます。

次に、幕別町防災会議条例との関わりということになりますけれども、これはあくまで武力等の緊急事態に対するものでありまして、通常防災体制と似通ったところがありますけれども、主旨的には違うものと考えております。

○委員長（坂本偉） 増田委員。

○委員（増田武夫） 19番の増田なんですが、平成16年に武力攻撃事態法を国が制定されて、その時国会で色んな議論があったわけなんですけれども、それと関連した武力攻撃事態による国民の保護のための、いわゆる国民保護法に基づいて出されてくるわけなんです。やはり地方自治体にとってもこの法律に対する態度と言いますか、考え方をどう持つかというのは非常に大きな関係だと思うんですね。

例えば、沖縄県などでは、まだ確かこれは継続審議になっているのではないかなと思うんですけれども、その自治体、自治体でこの武力攻撃事態法に対する態度というものはそれぞれだというふうに思うんですけれども、そこでこの武力攻撃事態法には攻められた時でなくて、それこそ武力攻撃予測事態に対しても対処していけるんだということで、安全保障条約その他から見たら、それを逸脱したようなことまで想定されて含まれてきているわけなんですよ。

そうなりますと、今色々な所で起きておりますイラクだとかそういう所で起きているアメリカの先制攻撃戦略などとの関連で言えば、やはり今、安保条約などを超えた色々な事態にも、こうした地方にまで下ろされてきた国民保護法関係で、自治体だとか、民間だとかそういうものが、そういう事態にまですべて巻き込まれていくと言いますか、そういう関係になっていくと思うんですけれどもね、果たしてそういうものに地方の自治体が協力していくということでもいいのかどうか、その辺について町長さんであれば町長さんがどういうふうに考えてこれを制定しようとしておられるのかどうか、その辺をお聞きしておきたいと思うんですね。

○委員長（坂本偉） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） この件につきましては、実は前回でしたでしょうか、12月議会で豊島議員さんからもご質問をいただきまして、そこでも答弁をさせていただきました。私はこの幕別町の条例はあくまでも先ほど申しあげましたように、国の法律に基づいて法定受託事務としてこの条例を制定しなければならないというところに今回提案した根っこがあるわけでありまして、この前段の地方公共団体の役割ですとか、都道府県の役割ですとか、あるいは国がこういう法律を持たなければならない、こういった前段の話については私どもとしては十分論議がされ、その上でこういう法律が決まってきたんだろうというふうに思っていますので、私はこの法律の是非について意見を申し述べるというような立場には

ないだろうと。あくまでも、私どもとしては法を守るという立場、その中で条例を提案させていただいているということでご理解をいただければというふうに思っておりますし、もうひとつご質問ありましたように、私どもとしては、勿論こういう条例があるから、ないからに関わらず、平和な日本ということで、戦争あるいは武力攻撃のない社会を目指していくと。そのことは意見を同じくするものだということも述べさせていただきました。

その考えは今も変わるものではないというふうに思っております。

○委員長（坂本偉） 増田委員。

○委員（増田武夫） 地方自治体の長として、一定程度法律に基づいてこの色んなものを整備していかないとならないと言うのは理解できるわけなんですけれども、しかしながらそういう内容をどう受け止めているかということは、今後色んな事態が起こってきた時に対処していく上では非常に大きな差が出てくるのではないかというふうに思うんですね。

だから、そういう意味では、罰則なんかもついているような法律になっているわけなんですけれども、やはりそうした事態に自治体の長としても今後しっかりした考え方をもってそういう事態に積極的に荷担していく、ちょっと荷担していくと言ったら言葉がきついですけれども、積極的にそういうものを推し進めていくのか。そういう例えば武力攻撃予測事態に伴って色々なものが出てきた時に、地方自治体がどういうふうな基本的な考え方を持っているかということは、同じこういうものを作った後でも非常に大きな差が出てくるのではないかというふうに思うんですね。

そこでやはり町長さんが、これはただ単に国民保護計画と言っても、先ほど出ていたような防災のように町民の命だけを守っていればいいというようなものでなくなってきますのでね、そうした点では非常にこれの法律に対する認識をどう持っているのかというのは、今後の対処の仕方では相当大きな差が出てくるのではないかというふうに思いますのでね、そうした点で、そういうことを言う立場にないと言われてしまいますけれども、やはり町民がそういうものに巻き込まれていかないようなしっかりとした姿勢を持ってやっていかなければならないと、そう思うんですけれどももう一度。

○委員長（坂本偉） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も、おっしゃるとおりこういった法律ができたから、こういった条例ができたから、こうあってほしいだとか、こういう事態が発生することは仕方がないんだとか、そんな気持ちはまったくもってはありません。できたら、条例はあったとしてもこんなことは起きないことを何より願っているわけでありまして、当然のことながら町民を守っていく立場が我々にはあるのしょうから、そのことは理解しているつもりですけれども、ただ今回条例を提案するとか、法を守っていくという立場は、一首長としては当然の義務なのかなというふうに思っていますので、当然のことながら、こうした事態が発生しないことをもちろん望むわけでありまして、そうならないように私どもも頑張っていかなければならないだろうというふうに思いますけれども。ただ、条例を制定する、法の下に整備をされていくということについては、これは守る立場の我々としてはあたり前のことだろうとっております。今言ったように、町民のために、あるいは住民のために我々がそういった事態が発生しないように努力をしていくということについては同じ考えであります。

○委員長（坂本偉） 増田委員。

○委員（増田武夫） 我々としては、こうした武力攻撃事態法でありますとか、国民保護法で、やはり憲法でありますとか、安保条約を超えていくようなそういう内容のものに積極的に、積極的ではないにしてもこうした条例を作って協力していくということは、やはり地域住民の命だとかそういうものを守るという立場では、やはりしていくべきではないと、そう思います。答えはいいんですけれども、そういうしっかりした立場をとってほしいということを申しあげておきたいと思います。

○委員長（坂本偉） 他に質疑はございますか。

佐々木委員。

○委員（佐々木芳男） このことについては、相当論議されて、国としてぜひやらなければならないと。緊急事態に即してということですので、そのことについては理解するわけですが。この条例が、他と比較する必要はありませんけれども、他町村ではこの3月に提案しているのは7町村か8町村のようですね。帯広は大体6月以降だということですのでけれども、幕別としては重要だから早くというおさえもあるのだろーと思いたすけれども、そこら辺のおさをどういうふうに捉えているのかですね、先んじてやることにいいことはいいとして、ぜひ進めていただきたいと思いますけれども、そこら辺の考え方が1つ。

それから機構上、部というのがございますね。これは組織の中に部として位置付けるとすれば、どういう形で位置付けられるのかですね、これが1つ。

もう1点は、具体的になると思いたすけれども、一般の方からこの計画に参加していただく方を選ぶというのはどういう方法で、どんな方を選ばれようとしているのか、そこら辺も具体的にもしあればお伺いしたいと思いたす。

○委員長（坂本偉） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） まず管内の状況でございますけれども、確かに今佐々木委員さんが言われましたように、帯広市は6月という話も聞いていますし、今回3月定例会で出されているのは幕別町を含めて7町村という話も聞いております。それにはそれぞれの事情、または考え方があるんだろーと思いたすけれども、今回提案させていただきましたのは、予算との絡みもありまして、当初予算でこの後出てまいりますけれども、国民保護協議会の委員の報酬だとかそういったものを合わせて提案する関係があれまして、条例設置というものを合わせて行いたいという考え方でおります。

それから、部の位置付けでございますけれども、これにはそれぞれの役割に基づいての部が設置されるというふうに私どもは考えておりまして、例えば国民の誘導班だとかですね、それから物資の調達だとか配布だとか、そのような業務の中身において部を設置していくという考え方をしております。

部員につきましては、先ほど申しましたように、職員ということになってまいりますので、職員の中で対応することになると思いたす。

○委員長（坂本偉） 佐々木委員。

○委員（佐々木芳男） 一般からも応募できると書いてありますよね。一般の方を入れることもできると、いうことのように思いたすけれども、これはまったく役場職員だけの構成になるんですか。

○委員長（坂本偉） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 一般のことを入れることができるのは国民保護協議会の方でござ

いまして、本部については町職員と。ただ、緊急事態が発生した場合に、町職員以外に道だとか国だとか、その辺からの出席を求めることができるというものはあります。

○委員長（坂本偉） よろしいですか。他にご質疑ありますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 質疑がないようでございますので、討論に入ってよろしいでしょうか。

○委員（永井繁樹） あ、行政の方来ておられるんですから、いいです、指名してください。1番2番3番に関わってですね、全部説明事項があるんであれば説明事項してもらって。そして理事者の方が退席されてから我々で審議をするというのが本来のやり方でないですか。

○委員長（坂本偉） 暫時休憩します。

（14：35 休憩）

（14：36 再開）

○委員長（坂本偉） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。今、永井委員の方からお話がありましたけど、一括して説明を受けてから審査をするということにしますか。それとも、1本1本、1項目ずつ審査をしていくか。いかがな方法か決めてから進めていきたいと思っておりますけれども。

増田委員。

○委員（増田武夫） 24号も関連ある議案ですので、両方やってからの方がいいんじゃないかと思っておりますけれども。

○委員長（坂本偉） それでは、今増田委員の方から意見がありましたけど、23号、24号の幕別町国民保護協議会条例、中身については23号、24号関連しておりますので、24号について引き続き説明を求めたいと思います。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 議案24号、幕別町国民保護協議会条例につきまして、ご説明を申し上げます。

本条例の制定にあたりましての基本的な考え方は、先ほどの本会議の中で提案の理由をご説明しましたとおりですが、国民保護法と国民保護協議会及び国民保護計画の関連を含めまして、説明をさせていただきたいと思っております。

議案の3ページをお開きいただきたいと思います。

国民保護協議会につきましては、法第39条の規定により、市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関して市町村国民保護計画の策定が義務付けられております。広く住民の意見を求め、国民保護措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に国民保護協議会を設置し、町長の諮問に応じまして町の区域に係る国民保護措置に関する重要事項を審議し、町長に意見を述べることとされております。

また、町長は町の国民保護計画の作成または変更時に協議会に諮問することとされているものであります。

また、法第40条の規定により、協議会の組織について定められておりますけれども、町長を会長とし、委員は国の機関である指定地方行政機関の職員、自衛隊に属する者、助役、教育長、消防長または消防職員、町職員、公共機関の役職員及び国民の保護のための措置に関し知識または経験を有する者の中から町長が任命することとなっております。

なお、国民保護計画についてでありますけれども、法35条の規定により市町村保護計画の作成が義務付けられておりまして、武力攻撃や大規模なテロなどの際の住民の避難、被災者の救援、武力攻撃に伴う災害への対処、国民生活の安定及び災害復旧等の措置を的確、迅速に実施するために必要な事項を定めるものであります。

本町では、法及び北海道が今年度策定した北海道国民保護計画に基づきまして、武力攻撃事態等に対する態勢の実効を期するため、平成18年度中に諮問機関であります幕別町国民保護協議会を設置し、幕別町国民保護計画を策定するものであります。

なお、国民保護計画は、国の基本方針に基づき町長が定めるものであり、協議会は国民保護計画等の重要事項を決定するものではなく、町長の諮問に応じて審議し意見を述べるものであります。

なお、国民保護計画を策定した時は、速やかに議会にも報告をすることとなっております。

本条例は、法第40条第8項の規定に基づきまして、協議会の組織及び運営に関しまして必要な事項を定めるものであり、委員の定数、会長の職務代理、会議の招集及び議決などについて定め、その他必要な事項は会長が協議会に諮って定めるものとするものであります。

以下、条項に沿いましてご説明をさせていただきます。

第1条につきましては、条例制定の趣旨を規定したものであります。

第2条につきましては、協議会の委員及び専門委員について規定したものであり、協議会の委員の定数を30人以内と定めるものであります。また、法の規定している専門の事項を調査させるために置くことができる専門委員は、その調査が終了した時は解任されるものとするものであります。なお、委員となる方につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、法第40条で規定されている指定地方行政機関の職員など、町の防災会議の委員の方に類似する者もいくつかございます。

第3条につきましては、会長の職務代理を規定したものであります。

第4条につきましては、会議の招集、定足数等について規定したものであります。

第5条につきましては、委員規定でありますけれども、協議会の運営に必要な事項について会長が協議会に諮るものとするものであります。

なお、本条例の施行月日は平成18年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） それでは説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。
豊島委員。

○委員（豊島善江） 今おおまかな内容で説明がありました。確認したいんですけれども、この幕別町国民保護計画というものは、承認事項ではなくって報告事項ということですよ。そこに至るまでの例えば計画ですか、どんなものが作られるかだとか、それから途中経過だとかそういうものは町民だとか議会には出されないままに決まっていくということなのか。それをまずお聞きします。

それからこの国民保護計画というのが、災害の計画と違うところは一つは国、道、市町村というふうに上から下りてきますよね。有事の場合だとか、有事が予想される時だとか、それは一番トップが国ということですね、それはその時の状況によって変わってきますよね。災害の場合だと地震の時はこうだとか、津波の時はどこに逃げるだとか、そういうことが

非常に明確に予想されるけれども、そういう有事の場合の予想というのはね、これは非常に定まらないのではないかなと思うんですけれども、その辺のことはどうなのか。

それから、指定公共機関というのがこれは政令で160の公共機関が決められたということが出ていましたが、さらに指定地方公共機関というのもそれは決めることになると思うんですけれども、その辺のことはどういうふうに想定しているのか。

それから、先ほども増田委員から話がありましたけれども、この法の大本が武力攻撃事態法ですから、この武力攻撃事態法の中身というのが、日本が実際に、日本の国土が有事になった場合だけでなく、3点目には予測される事態というのが入っていますよね。予測される事態でもそれが発動されるというんですか。ここのところに非常に大きな危険性があるんですよ。そして国会の審議の中で政府の答弁では、周辺事態と武力攻撃予測事態が同時に起こるということを認めているんですよ。そういうことは、日本が実際に攻撃されていなくても、周辺事態ですから、アメリカが今色んなことをイラクと戦争したりしていますけれどもね、そういうような周辺事態の場合にもこれが適用されるということになるんですよ。そこのところが非常に私は大きな問題であるし、そういうことに対して例えば協力をするのができない、戦争に参加することができないという考えを示した、その指定公共機関ですか、そういうことに対しては町としてどういうふうな態度を取るのか。国としては罰則規定も設けていますが、町としてどういう態度を取っていくのかということもお聞きしたいと思います。

○委員長（坂本偉） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 報告事項でしかない、今ご指摘ありましたけれども、あくまで議会には計画ができた段階で報告ということですので、町長から協議会の方に諮問をして答申をいただいて、そしてそこで計画がまとまった段階で議会の方にもご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、国、道、市町村と下りてくる有事の方法、これについては国において定めておりますので、まず閣議決定がされて緊急事態、予測事態だとか、そういったものが決められてこれが都道府県、そして市町村に下りてくるというシステムになっておりますので、この辺については法律の方をご理解いただければなというふうに思います。

指定公共機関というものの定めなんですけれども、日本赤十字社だとか日本放送協会、NHKですね、それから電力会社、ガス会社、このような公益的な事業を営む法人が指定されるというふうになっております。こういった所がどんなことを対応するのかということになりますと、警報の放送だとか、それから避難住民の運送や緊急物資の運送だとか、またはライフラインの確保だとか、そのような協力をするというように、指定公共機関というのは定められております。

国の段階ではそうありますけれども、地方、幕別町の方におきましては、これら関係するというのが出てくるというふうに思っております。

あと予測事態等の話でありますけれども、先ほど申しましたように、国の方が閣議決定をした上で都道府県、市町村と下りてくるという形になっておりますので、幕別町が先んじてそういった対応を取るとか、そういった形のものではないということをご理解をいただきたいなというふうに思います。

○委員長（坂本偉） 豊島委員。

○委員(豊島善江) それはもちろんそうだと思うんです。国が決めてすることですから、その前に幕別がそういうふうにはやることはないと思うんですけれどもね。そういう時に、これは先ほどから説明がありましたけれども、受託事務というふうにしていますよね。そうした時に、やはり地元のここの幕別町でそういうふうに関心を持っていくのは町長でないかと思うんですよね。その時にね、実際に災害と違って、命を守るだとかね、そういうことだけでは、これはないですよね。この国民保護法というのは、実際には国民保護法という題名になっていますけれども、それだけではなくて、先ほどもありましたけれども安定だとか復旧だとか色んなことも書かれていますよね。輸送だとか通信だとか、社会秩序の維持だとか、そういうことも中身にありますから、これは本当に災害の復旧や何かで町民皆助けあって避難をしようということではなくて、一定の有事ですからね、有事関連法案の中の一つですから、そういうことを考えますと、どうしても想定するのは、有事というのは戦争だとかテロだとかそういうものを想定しますよね。

その中で特に日本がどこかの国から攻められてくる可能性はすごく減っているんだということをね、国会でもずっと何回も答弁繰り返していますし、そういう中でこのこれを作ったという背景を考えますと、やはり予測の段階でアメリカが行う戦争にこの指定公共機関というんですか、そういう方も含めて協力させられるという、そういう意味も含まれた国民保護計画ではないかなと思うんですよね。

そういう時に、色んな考え方の方いらっしゃるし、そういうものには賛成したくないよ、協力したくないよという方も出てくるかと思うんですよね。そういう場面で町としてはそれは国から下りてきて実際にやる前に、どういうお考えなのかなということをお聞きしたんです。

町が先に決めるということでは絶対はないと思うんですけれども、上からきますから。
○委員長(坂本偉) 西尾助役。

○助役(西尾治) 法律そのものをどう評価するか、どう考えるかというお話になりますと、極めて、先ほど町長が答弁しましたように、国会で相当期間論議があった中で一定の経過を経て法律が作られたという経過を考えますと、なかなか市町村がその法律に対してどういう見解を示すかというのは難しい問題があるだろうし、今の日本の制度から言えばやはり国会でできました法律ですから、法定受託事務の中で市町村が協力をしないということは極めて厳しい、難しい状況にあるのかなというふうに思っております。

ただ、今回幕別町が国民保護計画を作る、基本は何回も申しあげておりますように、少なくともこの公共機関がどうのこうのということよりも、もしそういう事態になった時に、幕別町の町民を守るのは少なくとも我々自治体の職員が中心となって行動を起こす必要があるだろうということが基本になった計画であるというふうに私も理解をしております。

ただ、そういうことが想定されないということが一番大事なんだろうとは思いますが、そのための計画を作るということで私も判断しておりますので、起きないことは一番ありがたいことなんですけれども、法の趣旨がそういうことでできているわけですから、その趣旨に則った形で計画の方は作らせていただきたいし、またその先頭に立つのは我々自治体に勤める職員の務めだというのが今回の法律の趣旨でありますので、そのような方向で計画については作らせていただきたいし、諮問もさせていただきたいというふうに考

えております。

ただ、法律の中身をどう解釈するかということについてのご意見については、自治体としては判断するようなものではないのかなというふうに考えております。

○委員長（坂本偉） 豊島委員。

○委員（豊島善江） 何回もすみません。実際にね、どんな法律が、どんな計画が出てくるのかというのが見えないんですよ。見えないんです。有事の時だとか、ミサイルがきた時だとか、テロの時だとか、それとか本土、陸地にきた場合だとかというふうに4つの想定がされて基本指針が出されているというふうに聞いたんですけれども、本当にそういうことがね、そういう時のための計画を作ることが可能なかどうか。どこからどんなふうに何が攻めてきてとかっていうね、そういうことまで基本計画で出すんですか。そして、それから町民を守るということは作れるんですか。

○委員長（坂本偉） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 国民保護の仕組みという形の中で市町村の役割というものが出ております。この中で私も市町村の役割というのは警報の伝達、すなわち住民にそういう事態が発生したということを知らせるということ。次に避難の指示の伝達です。それから避難住民の誘導、救援に協力をするということで、これは都道府県の役割ということになっていますけれども、食品だとか生活必需品の給与だとかそのようなものですが、または医療の提供だとかというものもありますけれども、こういったものに対する救援に対する協力、こういったこと、あと消防ですね。実際に火災が起きた時の対応ですとかそういったことが市町村の役割ということになっていますので、計画の趣旨または内容についてはそういったことを定めていくような計画になろうかと思っておりますので、ご理解をいただければなというふうに思います。

○委員長（坂本偉） 増田委員。

○委員（増田武夫） 今も色々話されたように、災害の救助とは根本的に違うということなんだろうと思うんですが、この国民保護計画の一つの大きな要素に国民をそういう計画なり作戦などに動員していくという、そういう要素が非常に大きいんだと思うんですよ。それと関連して、例えば医療関係者でありますとか、輸送業者でありますとか、そういうものが協力、動員していくという要素がもたされると思うんですが、その辺はどのようになっていくのか。そうした業者なり、色んな関係者がやはりそういうものに協力したくないと言った場合にはどういう措置になるのか。その辺についてはいかがでしょうかね。

○委員長（坂本偉） 西尾助役。

○助役（西尾治） 先ほど総務部長からご説明しましたように、町としての役割の中にはかなり初期的な段階、町民への連絡あるいは誘導、都道府県に対する支援、そういうものが主でありますので、直接的にご指摘のあるようなことが含まれていることは十分承知しております。個人の私権を制限して施設を借り上げしたり、またはそういった有事の際に使う場合については、そういう法律の中に含まれていることはわかっておりますが、それにつきましては当然のことながら、国として一定の責任をもって賠償をしていくというようなことも法律の中で謳われていることも承知しております。

ただ、今増田委員が言われるようなことについてですね、そこまで市町村の権限の中でやるような形は多分出てこないだろうと。今の法律上はそういう関係については少なくとも

も、国あるいは都道府県の権限の中で進められる格好になるかと思っております。私どもはあくまでも町民の避難誘導ですとか、町民の少なくとも物資の提供ですとか、その中でそこまで私どもが権限を行使するような場面というのではないだろうと。計画の中でもそこまで具体的に表していくというような状況にはならないだろうと。少なくともそれら国の権限に基づいてそういった事業者に対する色んな協力、あるいは協力しない場合の罰則等の行使も国の権限の中で行われていくんだらうというふうに判断をいたしております。

○委員長（坂本偉） 増田委員。

○委員（増田武夫） 一つは先ほどもありましたように、計画自身が議会の立場で言えば報告だけだと。作られたものを報告してもらうだけだというふうに、非常に心配が、一つは我々の立場から言えば心配があるわけなんですけれども、そういう中で今そうした色んな町民の中に協力しなければならない人が出てきた場合に、この計画ではそういうことについての罰則なり何なりというものは町が行使しなければならないものは一つも出てこない。計画の中には住民を避難させるとかそういうことだけだと。そういうふうに考えてよろしいんですか。

○委員長（坂本偉） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 施設を借り上げたり、土地を借り上げたりとか、そういったことについては国の権限でありますので、市町村が直接そういったことをしていくということにはなっていないだろうと。ただ国の方から指示がおりるかどうかな。そういった緊急に側面していくのかどうか。これはそれぞれの時の対応の中に出てくるんだらうと思うんですけれども、市町村の権限ではないと解釈をしております。

○委員長（坂本偉） 増田委員。

○委員長（増田武夫） 都道府県や市町村がやらないと言ったら、どんどん上がその権限を取り上げてというか、命令してやらせるようになっていくんです。最終的には総理大臣が全部やらせる、有無を言わず最終的にはやらせていくようにはなっていくんですよ。

だけどやっぱり住民の、一番下の住民に接している自治体は住民の立場で色んなことをやっていかなければならないので、その辺はその立場になったら一生懸命に頑張ってもらう以外にないんですけれども。都道府県がそんなことできないよと言ったら総理大臣が遮二無二やれるようにはなっているんですけれども、けどやはりなっているからといって、都道府県なり市町村の立場をね、放棄してしまうことはできないと思うんですよ。

だからそういう点では報告だけの計画になってしまうということに、私たちは非常に心配をしているということで、そんな色んな経過が実際の問題にならないことが一番良いんですけれども、しかしこれはどうなっていくか、どんどん色んな形で法律も変えられていくってこういう周辺武力攻撃事態法なんていうのもできているわけで。それにどんどん協力していく国民保護法みたいなものがね、これは協力体制を整えていくための色んな条例ですのね。そうした点では心配される点は心配しすぎることはないと思うんです。そういう点では非常に各市町村が判断していくことが本当に大事になっていくんでないかと思うんですよ。だから、そうした点では、向こうに都道府県だとか国にこうしろと命令された時に市町村がどういう立場を取るのかというのは非常に大きな意味が出てくるんだというふうに思います。以上です。

○委員長（坂本偉） 他に質疑はありますか。

佐々木委員。

○委員（佐々木芳男） 一つ伺っておきたいのですが、先ほどもちょこっとお聞きしたんですが、色んな問題が含まれていることは事実でして、今論議された中でもそういったことがちらほら伺われるわけですが、問題はこの協議会を構成するメンバーですね。これの選択が私は気になる。したがって、町民の各階層から選んで構成するのか、そこら辺の具体的な考え方、それが非常に大事だろうと思います。特にこの中で心配されているのは、治安維持の統制であるとかですね、そういうことまでも含まれてくる恐れがあるということから色々論議されているんですけども。一般町民の色んな階層の方から30名となっていますが、そういった方々の論議がなされるような状態に位置付けておいておかねばならないだろうというふうに考えますので、そこら辺のおさえをお伺いしたいと思います。

○委員長（坂本偉） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 先ほどもご説明申しあげましたように、協議会のメンバーというのは法律で定められております。今私たちの方で想定しておりますのは、一つは指定地方行政機関。こうなりますと北海道開発局、帯広開発建設部ということになるかと思えます。その他に、自衛隊、北海道、それから私ども行政の職員です。それから指定公共機関及び指定地方公共機関、ここにいきますと先ほども申しましたようにNTTとか北電、郵便局とこんなところから参加をいただくようになるんだろうと思います。あとは、知識または経験を有する者ということになりますと、消防団長、それから長の各種団体のところかなというような形も考えておりますし、当然防災会議とのつながりというものないわけではありませぬので、そういった所に参画しているような人たちからも、場合によっては入っていただくようなことも考えていきたいなというようなことで、今佐々木委員が言われましたように、できるだけ幅広い範囲からご意見をいただけるような協議会のメンバーを考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（坂本偉） 他に質疑ございますか。

（なしの声）

○委員長（坂本偉） それではなければ次に、議案第25号、幕別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） それでは、議案第25号、幕別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、ご説明申しあげます。

議案書の4ページになります。

平成16年の地方自治法及び同法施行例の一部改正により、債務負担行為の設定を必要としない長期継続契約の対象範囲が拡大されましたことに伴いまして、町においても長期継続契約の対象とする契約を定める条例を新たに制定しようとするものであります。

これまで、長期継続契約を締結することができる契約につきましては、電気、ガス、水の供給、もしくは電気通信役務の提供を受ける契約、または不動産を借りる契約に限られておりました。物品を借り入れる契約であって、商慣習上、複数年にわたり契約を締結することが一般的であるものの毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるものなどに係る契約につきましても、今回その対象となったところであります。

以下、条文に沿いましてご説明をさせていただきます。

第1条は趣旨でございますけれども、この条例は地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものであります。

第2条はその対象となる契約について定めるものでありますが、第1号として物品を借り入れる契約で商慣習上、複数年度にわたる契約を締結することが一般的であるとするものとしております。この物品の借り入れる契約につきましては、複写機、パソコン等の事務用機器、車両の借り入れ等リースに係る契約が一般的なものが対象となるものと思います。

第2号は毎年4月1日から恒常的に役務の提供を受ける契約であり、複数年度にわたる契約を締結しなければ安定的な役務の提供の確保の支障を及ぼすものがあるものとしております。この役務の提供を受ける契約につきましては、契約上4月1日から翌年3月31日までの1年間でを行う委託業務のすべてを対象とするものでなく、毎年度継続的に契約をするもののうち3月31日から4月1日の間にかけて、時間的に空白となることにより、当該契約に係る事務に支障をきたすような委託契約、例えば施設の機械警備、第1号で定める物品の借り入れに伴う保守点検業務などが対象となります。

当然ながら、年度当初からの役務の提供を受ける必要がないもの、臨時的なものについてはこの条例の対象とはならないものであります。

また、長期継続契約の契約期間につきましては、さらなる経費の節減やより質の高いサービスを提供するものと契約する必要性に鑑みまして、定期的に相手方を見直す機会を確保し、技術革新の状況、事業継続の目途、減価償却期間及び経済変動などを勘案し、適切に設定する考えであります。

現在、町では施設の管理、スクールバスの運行など、多くの業務について債務負担行為を設定して、平成15年度より5年間の契約を締結しているところでありますけれども、契約から履行まで一定の準備期間を要する業務、契約金額が高額なる業務につきましては、従来どおり債務負担行為を設定するなど、この条例の対象となる契約とは区別して取り扱う方針であり、条例の運用にあたりましても契約の公平性、健全性を確保するように努めるものであります。

なお、本条例は公布の日から施行するものとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） それでは説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。ございませんか。

（なしの声）

○委員長（坂本偉） それでは質疑がございませんので、説明は終わりたいと思います。説明員の方、どうもありがとうございました。

それではこの際3時20分まで休憩いたします。

（15：09 休憩）

（15：19 再開）

○委員長（坂本偉） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたしますが、議案第23号、議案第24号、議案第25号について、質疑が先ほど説明の中でおわりましたので、討論、採決に入ってよろしいでしょうか。

（はいの声）

○委員長（坂本偉） それでは、付託されました議案第23号、幕別町国民保護対策本部及

び幕別町緊急対処事態対策本部条例について、討論に入りたいと思います。

反対の方から討論を受けたいと思います。

豊島委員。

○委員（豊島善江） 議案第23号と24号と、同じなものですから合わせて討論させていただきたいとお思います。

○委員長（坂本偉） 一本ずつ審査するということで。

○委員（豊島善江） わかりました。23号について。大本は同じなものですからそういう言い方をさせていただきましたけれども、これは国が決めた法律の下に幕別町で具体化をして作るということで、なかなかそれを覆すというふうにはならないかなとも思うんですけれども、私個人の考え方としては、やはりこれが出されてきた背景なんかをきちんと考えなくてはならないと思います。

大震災だとか大規模災害の時に、政府だとか幕別町が町民をきちんと守るというのは当然のことですけれども、今回出されてきた23号については、その大本にあるのが武力攻撃事態法、先ほどもお話しましたけれども、これなんですよ。この武力攻撃事態法の下で国民保護法が作られています。国民保護法は名前は国民を保護するというふうになっていますが、これをよく中身を見てみますと、国民を保護するだけではなく、予測される武力攻撃事態、これにも対処するというので、これは先ほどもお話しましたけれども、日本の国土に実際にどこかの国が責めてきていなくてもアメリカが行うような戦争に日本の国民、町民を動員をしていく。それが大きな柱になっていると思います。また、これには大きな問題もありまして、罰則規定もついていますから、これは私は憲法にも反すると思いますしね、それから地方自治体の職員だとか、指定された公共機関の方たちが否応なしにそこに組み込まれてしまうということには、私は非常に危機感を覚えています。

やはり私は歴史の教訓をしっかりと生かすべきじゃないかと思うんです。戦後60年間、日本は憲法の下で戦争をしないできました。この間この武力攻撃事態法を制定する時に国会でも審議も沢山なされまして、その中でも日本が攻めてこられる可能性があるのかという質問に対しては、その可能性は非常に低いというふうに答えていますし、防衛計画の大綱の中でも、見通しある将来においてわが国に対する本格的な侵略の可能性は低下していると判断していると答えています。こういう時になぜ有事のための具体化というのが必要なのか。これは私は逆ではないかと思うんですね。今日本にとって本当に必要なことは、有事を想定をして仮想敵国や何かを作って具体化していくのではなくって、あくまでも平和憲法を持っている日本として平和外交を貫いて有事を起こさないという努力をすることが、私は今一番大事だと思っています。逆にこういう有事の具体化をしていくということが、近隣の国や何かに新たな脅威を与える、そういうものになるのではないかなと思うんですね。そういう意味から、この第23号には反対をしたいと思います。以上です。

○委員長（坂本偉） それでは賛成の方の討論はございますか。

（なしの声）

○委員長（坂本偉） それでは反対の方の討論を求めます。

（なしの声）

○委員長（坂本偉） それでは採決をしたいと思います。

本案については起立によって採決をしたいと思います。

本案に賛成の方のご起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(坂本偉) はい、よろしいです。

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第24号、幕別町国民保護協議会条例のについて、討論をします。

それでは反対の方の討論、ありますか。

増田委員。

○委員(増田武夫) 議案第23号で反対討論も述べられましたけれども、基本的には同じ理由で幕別町国民保護協議会条例にも反対するものでありますけれども、こうした形で国全体が武力攻撃事態法の下に集約されていくというような、そういう関係になっているのがこの幕別町にも作らなければならないこの条例だというふうに思うんですね。戦前のような状況に戻っていくとよく言われていますけれども、そういう状態を作らないためにも、やはりしっかりと我々は意識した行政をしていかなければならないのではないかと、そのように思います。以上のような理由で、この条例案には反対いたします。

○委員長(坂本偉) それでは、賛成の方の討論を求めます。

佐々木委員。

○委員(佐々木芳男) 賛成の立場で討論しますが、積極的な賛成というところまではなかなかいかない部分も若干あります。しかし、我々の安全を保障するという純粋な意味で考えた場合に、やはり必要なのかなと。そのためにはやはり先ほどもちょこっとお話ししましたけれども、これを構成するメンバーによってその考え方、運用の仕方が、国とは違ったところで若干変わるのではないかと、そういうおさえをしております。

特に色々問題になっている治安統制の問題であるとか、それから思想統制の問題であるとか、色んな問題がこの中に含まれてくる可能性があります。したがって、そういうものを排除する意味で人選をしっかりとした上で、特にこの人選の中に、先ほど説明にあったような形でなくて、一般の有識者、我々の代表が出ていけるような状態を作ることに対して、強く要望して、賛成意見をいたします。以上です。

○委員長(坂本偉) それでは反対の方の討論ございますか。賛成もございませんね。

(なしの声)

○委員長(坂本偉) それでは採決をいたします。

本議案に対して賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(坂本偉) はい、よろしいです。

したがって、本案は賛成多数で可決されました。

次に、議案第25号、幕別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、討論を行います。

反対の方の討論ございますか。

(なしの声)

賛成の方、ございますか。

(なしの声)

○委員長（坂本偉） それでは採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（坂本偉） 全会一致で採決いたしました。

それでは、本委員会に付託されました議案の審査につきましてはすべて終了いたします。

次に、２番目のその他について審議いたします。

所管事務調査項目の決定について、協議いたします。

今、所管事務調査の項目が配布されましたけれども、前回やっておりますのが、土地利用及び開発調整に関する事項、それとエとオと国土調査及び統計に関する事項、それと以前にクの学校教育に関する事項、コの社会体育に関する事項。

（発言する者あり）

○委員長（坂本偉） あと残っている項目の中で所管事務調査の選択をしていきたいと思えます。どなたか委員の方から出していただきたいと思えます。

○委員（不明） コはやっていないよ。

○委員長（坂本偉） たまたま調査ということで、大倉山に行って視察したということで。それで今言われたとおり、たまたま札幌市の視察になっていますけど、もし今言ったとおりの社会体育に関する事項について、もし皆さんが必要とするならばそれも入れながら出していただきたいと思えます。

○委員（佐々木芳男） ケとコを一緒に。

○委員長（坂本偉） ケとコですか。はい。他にございませんか。なければ今佐々木委員の方から出されましたケの社会教育に関する事項とコの社会体育に関する事項、これを調査するということがよろしいでしょうか。

（はいの声）

○委員長（坂本偉） それではそのように決定させていただきます。

それでは、その他について皆さんの方から何かご意見ございますか。

（なしの声）

○委員長（坂本偉） それではないようでございますので、これをもって総務文教常任委員会を終わらせていただきます。閉会いたします。

（15：28 閉会）